

平成30年（ワ）第3194号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 植村和子，下澤悦夫，寺田誠知 外140名

被告 国

平成30年（ワ）第3796号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 秋田正美 外77名

被告 国

## 原告山本みはぎ 意見陳述書

2020年12月1日

名古屋地方裁判所 民事第4部合議係御中

原告ら訴訟代理人弁護士	大	脇	雅	子
同	青	山	邦	夫
同	内	河	惠	一
同	松	本	篤	周

外34名

- 1 私は、1954年島根県の田舎、現在の出雲市に生まれ、母から東京大空襲の当時、品川で焼夷弾が落ちる中逃げまどったこと、満員の列車で島根に帰ってきたことを繰り返し聞いて育ちました。小学生の修学旅行で広島へ、中学2年の時の修学旅行で長崎に行き、広島原爆資料館では、被爆の様子を再現した人形の姿や、焼け焦げた衣服など展示物をみて、原爆の恐ろしさ、悲惨さを認識しました。その時、バスガイドさんが教えてくれた「原爆許すまじ」の歌は鮮明に覚えています。

中学3年で転校し、転校先の修学旅行の時に横田基地付近で休憩しました。社会科の教員が、滑走路に駐機している飛行機を見て、「あれはベトナムで人殺しをした飛行機だ」と言いました。当時ベトナム戦争の最中で、私もテレビなどでは知っていましたが、身近なところで戦争に加担している基地があることを知り衝撃を受けました。

2 名古屋の大学に入学し、朝鮮問題のサークルで、日本の朝鮮植民地支配の実態や、戦後の日韓関係、在日朝鮮人の処遇などを勉強しました。日本の戦争における加害者としての側面を知りました。

また、1970年代朝鮮半島の南北緊張関係の中で、留学や商用で祖国韓国に行った在日韓国人が、「北のスパイ」にでっち上げられ何人も拘束され、その内5名に死刑判決が出ていました。私はこの「在日韓国人の政治犯」の問題について学内や地域で救援運動をする人たちの活動に参加しました。

また、1980年5月韓国の光州で、軍が市民に発砲するという光州事件が起きました。日本で報道された悲惨な状況を見て、私は「軍隊は市民を守らない」と強く感じました。韓国では、光州事件の前年には朴正熙軍事独裁政権が倒れ、「ソウルの春」といわれる民主化が進む中で、またも全斗煥による軍事クーデターが起り、その中で起こった悲惨な事件に強い衝撃を受けました。日本政府はいち早く全斗煥政権を支持したため、私も、光州事件に抗議する集会・デモ、座り込み、ハンスト、領事館行動などを行いました。

侵略戦争や植民地支配をした加害者日本が「平和」を手にした一方、朝鮮半島では民族が分断され、朝鮮戦争という同族相争う悲惨な戦争も起り、韓国では反共を国是とする軍事独裁国家のもとで、多くの人たちが犠牲になりました。その犠牲の中には、「在日韓国人政治犯」の人たちがいると理解しています。理不尽としか言いようがありません。

3 1982年、初めて沖縄行ったとき、米軍基地が集中する沖縄の様子をみて、ここは日本か、と思いました。戦後本州から沖縄に帰り、アメリカの施政権のもとで、経済的に大変困難な生活を送った夫の母は、「戦争はもうたくさんだ。戦争をやってはだめだ」と言っていました。敗戦後、アメリカの施政権下の沖縄は日本国憲法の枠外におかれ、朝鮮戦争・ベトナム戦争の出撃基地の役割を担わされ、そこに住む人々の人権や平和的な生存権が脅かされているという現実を目の当たりにしました。

4 1990年湾岸戦争を機に、日本はペルシャ湾に掃海艇を派遣し、1992年成立したPKO等協力法によりカンボジアへ自衛隊を派遣しました。この時、私も、戦費支出の違憲訴訟、PKO違憲訴訟の原告となりました。

1994年平和市民団体「不戦へのネットワーク」を結成しました。翌年の沖縄少女暴行事件を機に沖縄の問題もこのグループの大きな課題になりました。

1997年新ガイドライン（日米防衛協力のための指針）英訳では「WAR マニュアル」が発表され、周辺事態安全確保法など成立に対し反対運動を行いました。

カンボジア PKO 以来、C130輸送機を保有する小牧基地を空の派兵拠点と位置づけ、空中給油機の配備反対運動も取り組みました。

5 2001年アメリカの同時多発テロ後のアフガニスタン戦争、イラク戦争についても反戦運動を取り組みました。

2002年、アメリカのブッシュ大統領はイラクなどを「悪の枢軸」と名指しで非難し、大量破壊兵器を持っているとして戦争も辞さないと表明していたことから、2003年1月イラク攻撃反対の街頭行動を始めました。最初は100人くらいの小規模な集会でしたが、戦争が現実みを帯びてくると、参加者はどんどん増えて行きました。

2003年3月イラク戦争が開始され、小牧基地や守山駐屯地から自衛隊が派遣されました。その際には、小牧基地人間の鎖行動や集会・デモなどに取り組みました。

2004年2月名古屋地方裁判所に提訴した自衛隊イラク派遣差止訴訟では事務局として関わりました。この訴訟には3200人が原告となり、同種訴訟は、全国で全国11地裁・13訴訟が起こされました。2008年4月17日の名古屋高裁の航空自衛隊のイラク派遣は、「9条1項違反」とし平和的生存権を具体的な権利と認めた画期的な判決を傍聴席で聞き、報告集会で司会をしました。報告集会の会場は熱気にあふれ実質勝訴判決を喜びました。

名古屋のイラク訴訟は、「私は強いられたくない 加害者の立場を」というスローガンをあげていました。日々、ニュースで流れる泥沼化したイラク戦争の実態を見て、私には、自衛隊が派遣されることにより、すでに加害者の立場に立っているのではないかという強い自責の気持ちがありました。名古屋高裁判決は加害者になりたくないつまり、戦争に加担したくないという私の想いを救ってくれる判決でした。

6 しかし、第2次安倍政権は、国家安全保障会議（NSC）の創設、武器輸出三原則の改定、特定秘密保護法の制定、共謀罪など「戦争ができる国」のための立法や政策を行い、朝鮮民主主義人民共和国の核やミサイルの脅威、中国の軍事力の増強や海洋進出をあげ日本を取り巻く安全保障環境の厳しさが増していることを理由に、2014年7月1日に閣議決定で、集団的自衛権行使容認の閣議決定を行い、翌2015年9月に安保法制を強行採決しました。

湾岸戦争の時から平和運動に取り組んできた私には自衛隊が、アメリカなどと共に本格的に戦争することを可能にした安保法制の成立によ

って、私の平和への心情や信念が破壊されるのではないかという強い精神的苦痛を被りました。

- 7 憲法前文と9条は、台湾や朝鮮を植民地支配し、アジア太平洋戦争で2000万人もの犠牲を強いたことに対し、二度と再び戦争をしないと宣言したものです。

日本がまずやるべきことは、歴史の事実を認め、謝罪と補償をして、二度と再び過ちをしないようにとその教訓を後世に残すことです。安倍元首相は、辞任間際に「敵基地攻撃能力保有」まで言及しました。このままいけば、また再び、日本は加害国になってしまうという恐怖があります。安保法制は、「加害者にも被害者にもなりたくない」という私の平和に生きる権利」を侵害しています。

8 日本国憲法12条は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。」とあります。私は、人生の半分以上を、この条文を実践してきました。アメリカ公民権運動の指導者キング牧師は「最大の悲劇は、悪人の暴力ではなく、善人の沈黙である。沈黙は、暴力の陰に隠れた同罪者である。」と言っています。今後も「国民」の義務として、憲法が活かされる社会をめざし、暴力の加害者にならないように沈黙をしない生き方をしていこうと思います。

裁判官には、憲法で規定された「憲法を尊重し擁護する義務」を厳格に実行され、違憲立法審査権を行使するよう切にお願い致します。

以上